

学校給食費の改定に係る答申について

学校給食費の改定について、令和6年1月19日に帯広市学校給食センター運営委員会より答申を受けたもの。

[以下答申書]



令和6年1月19日

帯広市教育委員会  
教育長 広瀬 容 孝 様

帯広市学校給食センター運営委員会  
会長 和田 尚 史



学校給食費の改定について (答申)

令和5年11月8日付け帯教給第168号で諮問を受けたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 答申内容

審議の結果、学校給食費の改定は妥当であると意見が一致しました。

また、帯広市学校給食センター条例第4条第1項別表に定める学校給食費は、以下の額が適当と考えます。

区分	金額
小学校及び義務教育学校 前期課程	1人1年当たり51,090円 (1人1日当たり262円)
中学校及び義務教育学校 後期課程	1人1年当たり63,375円 (1人1日当たり325円)

2 答申理由

近年の世界情勢の影響に伴う物価高騰により、学校給食で使用する食材価格についても上昇しており、令和元年度より据え置いている現行の給食費では、安全・安心で栄養バランスの取れた学校給食を提供することが困難であると考えます。

しかしながら、昨今の物価上昇が市民生活全般に影響を及ぼす中、給食費の改定は保護者の大きな負担となることから、食材費の見直しを行い、改定幅を縮減した上で、上記のとおり給食費を改定するとの結論に至りました。